

提出書類等の写しの交付の手数料の額等に関する規程

平成28年3月23日

会 長 決 定

地方公務員災害補償基金審査会は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第66条第1項において準用する同法第38条第4項（同法第66条第1項において準用する同法第38条第6項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）及び同法第66条第1項において読み替えて準用する同法第38条第5項（同法第66条第1項において準用する同法第38条第6項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）並びに行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第19条第1項において読み替えて準用する同令第14条第1項（同令第19条第1項において準用する同令第14条第2項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）の規定に基づき、この規程を制定する。

第1節 手数料の額等

（手数料の額等）

第1条 行政不服審査法（以下「法」という。）第66条第1項において準用する法第38条第4項（法第66条第1項において準用する法第38条第6項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）の規定により納付しなければならない手数料（以下「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 行政不服審査法施行令（以下「令」という。）第19条第1項において準用する令第11条第1号又は第2号に掲げる交付の方法 用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- 二 令第19条第1項において準用する令第11条第3号に掲げる交付の方法 同条第1号又は第2号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

2 手数料は、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）の事務所において現金で納付するか、又は、基金の指定する銀行口座に振込納付しなければならない。この場合の銀行口座への振込納付にかかる振込手数料は、法第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下「再審査請求人等」という。）の負担とする。

（送付に要する費用の納付方法）

第2条 令第19条第1項において読み替えて準用する令第14条第1項（令第19条第1項において準用する令第14条第2項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）に規定する審査庁が定める方法は、前条第2項の例による。

（過誤納額の還付）

第3条 納付された手数料及び令第19条第1項において読み替えて準用する令第14条

第1項に規定する送付に要する費用に過誤納があった場合は、法第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項の規定による交付を受ける再審査請求人等の還付請求により当該過誤納額を還付する。この場合において、振込手数料が必要なときは、当該過誤納額から当該振込手数料を控除した金額を還付する。

第2節 手数料の減免

(手数料の減免)

第4条 地方公務員災害補償基金審査会(以下「審査会」という。)は、法第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項の規定による交付を受ける再審査請求人等が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする再審査請求人等は、法第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審査会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、再審査請求人等が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

附 則

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

第2条 法の施行前にされた処分に係る再審査請求については、この規程は適用しない。